

「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和7年改定版)」の考察

2025年7月18日

株式会社三井住友トラスト基礎研究所

PPP・インフラ投資調査部 副部長 上席主任研究員 浅川 博人

2025年6月4日、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和7年改定版)」が公表された。今年のアクションプランは、PPP/PFI を通じて地域課題を解決する具体的な方策を提示した点と、防災に資する官民連携の推進として「フェーズフリー」の視点を取り入れた点が注目される。

本稿では、今年のアクションプランの特徴として、地方公共団体への支援の強化、民間事業者を取り巻く事業環境の改善、地域課題の解決に資する官民連携の推進、フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進、PPP/PFI の活動領域の拡大を挙げ、解説・考察を行った。

さらに、筆者が独自に注目するテーマとして、インフラファンドによる空港コンセッションへの投資の実現と、PPP/PFI における新技術・サービス導入について考察を行った。PFI 事業に対するインフラファンドによる投資の促進は10年以上にわたり掲げられてきた目標であり、今回の事例はその目標に沿った先導的な取組の一つである。これを契機として、PFI 事業に対する機関投資家のさらなる参画が望まれる。また、昨今のデジタル化やカーボンニュートラルの動向に加え、今後予想される働き手不足を考えると、PPP/PFI における新技術・サービス導入の重要性は増している。これらの導入の経験が蓄積され、全国へ広く展開されていくことが期待される。

はじめに

2025年6月4日、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和7年改定版)」(以下、「今年のアクションプラン」という)が公表された。「PPP/PFI 推進アクションプラン」(以下「アクションプラン」という)は、内閣府の民間資金等活用事業推進会議(PFI 推進会議)が、毎年6月頃に、PPP(Public-Private Partnership)やPFI(Private Finance Initiative)の推進施策・方針を決定し、公表しているものである。アクションプランは、その年のPPP/PFI 関連政策および事業の指針であり、過去のアクションプランと対比することによって、関連政策の方向感を理解する重要な手がかりともなる。

本稿では、今年のアクションプランのポイントについて、民間資金等活用事業推進委員会専門委員でもある筆者が、考察を行っていく。

基本的な考え方と推進の方向性

例年、アクションプランの冒頭には、「PPP/PFI 推進に当たっての考え方」が記載される。この項目はその年のPPP/PFI 施策の背景や課題認識を示す「基本的な考え方」と、それを具体的な政策へ落とし込んだ「推進の方向性」で構成される。

今年のアクションプランにおける「基本的な考え方」は、2023年に公表されたアクションプラン(令和5年改定版)以降引き継がれている以下の4項目で構成される。

- i) 財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立
- ii) 新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
- iii) 地域課題の解決と持続可能で活力ある地域経済社会の実現
- iv) カーボンニュートラル等の政策課題に対する取組への貢献

基本的な考え方は概ね従来の内容を維持したものとなっているが、「iii) 地域課題の解決と持続可能で活力ある地域経済社会の実現」において、以下の記述が追加されている。(追加部分は斜体表記)

PPP/PFI による良好な公共サービスの提供や民間事業者の収益事業の展開は、地域のにぎわいの創出や、地域課題の解決に資する取組を実現するとともに、**地域企業、地方公共団体、大学、金融機関等の関係者間で** パートナーシップ形成し、持続可能で活力ある地域経済・社会の実現に向けた取組を促進する。**その際、地域金融機関は、官民双方の立場を理解し両者をつなぐ「ハブ」の役割を果たすことが期待できるため、地域金融機関が具体的な案件形成に参画することが重要である。**

地域課題を解決する主体として地域企業、地方公共団体を始めとした地域のプレイヤーが強調された点が今年のアクションプランの特徴である。特に地域金融機関については、民間でありながら事業者ではない立場であることから、官民をつなぐ「ハブ」という具体的な役割が期待されている。

これに続く「推進の方向性」は、以下の 7 項目で構成される。基本的には昨年の内容を引き継いだものとなっているが、「vi) フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進」が新しく追加されている。

- i) 地域における活用拡大
- ii) 活用対象の拡大
- iii) PPP/PFI 手法の進化・多様化
- iv) 民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築
- v) 地域の主体の能力強化と人材確保
- vi) フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進
- vii) 広報活動の強化

フェーズフリーとは、防災に対する考え方で、日常時と非常時という 2 つのフェーズを無くす(フリーにする)ものである。具体的には、身のまわりにある施設や物資を日常時にも非常時にも活用できるようにデザインすることを指す。防災はもとより社会インフラの基本的な機能の一つだが、日常時と非常時の双方で活用できる施設の整備を通じて、財政負担を軽減しつつ防災機能を強化することが、この狙いと考えられる。

以上の点をまとめると、地域主体の連携による地域課題の解決と、フェーズフリーの視点に代表される防災機能の強化が、今年のアクションプランで打ち出された新しい方向性と言えよう。ここからは、こうした背景を踏まえつつ、今年のアクションプランにおける注目点を示す。

地方公共団体への支援の強化

今年のアクションプランでは、幅広い地域で PPP/PFI を実現させるための取組が特徴となっている。その柱の一つが、地方公共団体への支援の強化である。今年のアクションプランと同日に公表された「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(令和 7 年改定版)」(以下「優先的検討指針」という)では、以下の改定がなされている。

・優先的検討規定の策定等

これまで、公共施設等を管理する人口 10 万人以上の地方公共団体では PPP/PFI を優先的に検討する規定を定めることが求められていたところ、今回の改定では人口 5 万人以上の地方公共団体で求められることとなった。

・分野横断型 PPP/PFI や広域型 PPP/PFI の優先的検討

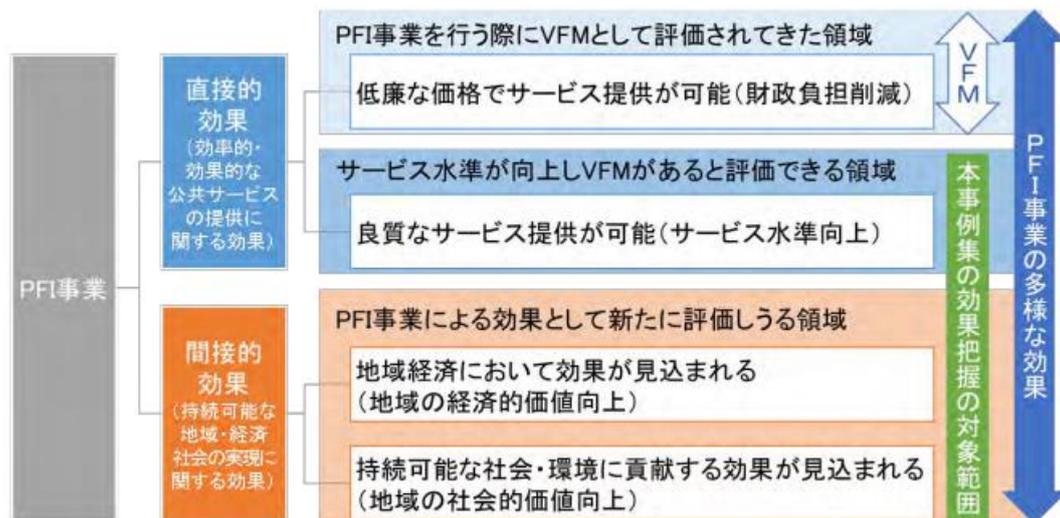
地方公共団体による優先的検討において、複数分野または複数の公共施設等を一括して事業化する「分野横断型 PPP/PFI」と複数の地方公共団体が公共施設等の管理者となって PPP/PFI 事業を実施する「広域型 PPP/PFI」についても検討を行うこととされた。

また、これまで優先的検討の対象は、事業費の総額が 10 億円以上¹、または単年度の事業費が 1 億円以上²の公共施設整備事業とされてきたが、これら事業費の基準に満たない事業であっても、分野横断型 PPP または広域型 PPP を推進することにより基準を満たす可能性を追求することが望ましいとされた。

・多様な効果による評価

優先的検討における対象事業の評価にあたり、これまでは主に財政負担削減の効果 (Value For Money、以下「VFM」という) が基準として定められていた。今回の改定後は、財政負担削減の効果に加えて、公共サービスの向上、経済的価値の向上または社会的価値の向上を客観的に評価できる他の方法を定めることができるとされた。

図表 1 PFI 事業の多様な効果に関するイメージ図



出所) 内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI 推進室)、「PPP/PFI 事業の多様な効果に関する手引・事例集」
(2023 年 9 月改定)

優先的検討指針における改定以外では、株式会社民間資金等活用事業推進機構 (PFI 推進機構) による地方公共団体に対する支援体制の強化、PFI 事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減のためのマニュアルの策定や地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げが示された。

これら取組の狙いとしては、従来より広範な地域で PPP/PFI 事業を推進して地域課題解決の足掛かりとすることと、その結果として従来の評価基準では推進できない小規模な事業やコスト削減以外の社会的な効果が高い事業にも推進の可能性を広げることが挙げられる。

民間事業者を取り巻く事業環境の改善

民間事業者が PPP/PFI を推進するにあたって直面している課題の解消も、今年のアクションプランの柱の一つであ

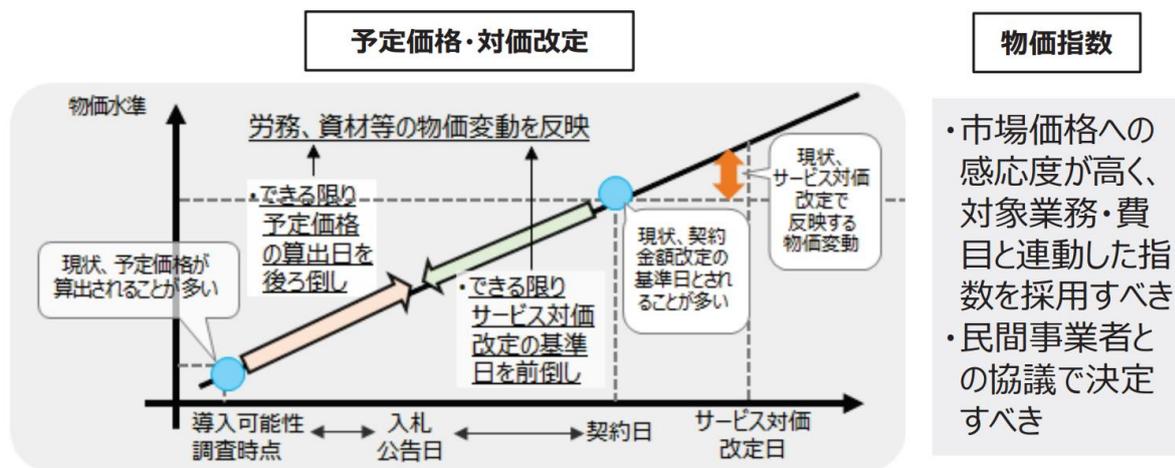
¹ 事業費の総額が 10 億円以上の事業に関しては、建設、製造または改修を含むものに限り優先的検討の対象となる。

² 単年度の事業費が 1 億円以上の事業に関しては、運営等のみを行うものに限り優先的検討の対象となる。

る。この点に関しては、実務上の課題を特定し、具体的な改善策を打ち出している。

物価変動への対応に関しては、昨年のアクションプラン改定時に各種ガイドラインが改正され、新規契約において市場価格を的確に反映する物価指数の採用や、既存契約締結後の条件変更等について対応がなされた。これら対応を円滑に実施するため、今年度のアクションプラン改定に合わせて公表された各種ガイドラインの改正版では、物価変動に基づくサービス対価の改定における基準時点を実施方針等で予め明示すべきであることと、サービス対価改定に用いる適当な物価指数の選択が難しい場合にも丁寧な検討を行うべきであることが示された。2025年度中を目途に PPP/PFI 事業を実施中または検討中の地方公共団体等を対象に実態調査を行う方針も示されており、民間事業者が適切な利益を得られる環境の構築が引き続き進められている。

図表 2 物価変動への対応に関する 2024 年 6 月の改定ガイドラインの内容



出所) 内閣府、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 7 年改定版)の概要」(2025 年 6 月 4 日)

民間事業者の創意工夫を促す環境整備という観点では、「指標連動方式の基本的考え方」の改定と既存 SPC による新たな PPP/PFI 事業の受託検討が注目される。

指標連動方式は、施設利用者から料金を徴収しない(キャッシュフローを生み出しにくい)公共施設等において、サービス対価があらかじめ定められた指標の達成状況に応じて決まる方式である。内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室)は、2022 年に指標連動方式に関する効果や論点を整理した「指標連動方式に関する基本的考え方」を公表し、同方式の導入に努めてきた。日本の PFI 事業における指標連動方式の導入実績はまだない。しかし、料金を徴収しない公共施設やインフラ施設は多数存在するため、指標連動方式の導入を望む民間事業者は多いと考えられる。「指標連動方式に関する基本的考え方」は 2025 年 6 月に改定され、指標連動方式と類似する方式(業績連動方式、成果連動型民間委託契約方式等)との違いや、指標連動方式に近い仕組みを導入している事例が整理された。

既存 SPC³による新たな PPP/PFI 事業の受託検討は、PPP/PFI 案件数の増加に伴い、同一の地域で事業ごとに多数の SPC が組成されている現状に対応するものである。SPC の組成および管理には一定の費用と手間が発生するため、既存の SPC を活用することにより効率的な案件形成を促すことが目的と考えられる。

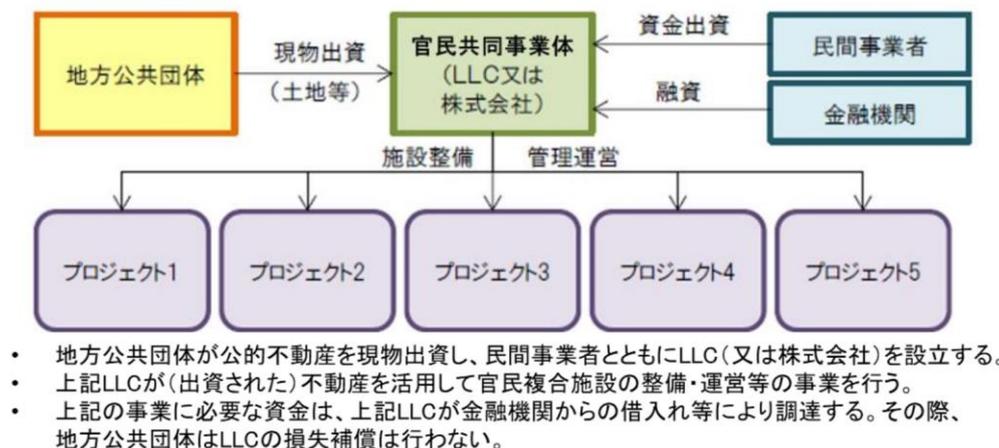
³ SPC は特別目的会社 (Special Purpose Company) の略称。既存 SPC とは、既に実施されている PPP/PFI 事業のために既に設立された SPC を指す。

地域課題の解決に資する官民連携の推進

今年のアクションプランの特徴は、地域課題の解決に重点をおいている点である。なかでも注目されるのは、昨年のアクションプランで削除された Local Asset Backed Vehicle (以下「LABV」という)の記載が復活したことである。さらに、PPP/PFI 推進室は2025年6月25日に「事例から学ぶ LABV の活用に向けた解説書」を公表し、LABV の案件形成を推進する姿勢を打ち出している。LABV とは、地方公共団体等が公有資産(主に土地)の現物出資、民間事業者が資金出資や技術・ノウハウの提供を行い設立する官民共同事業体を指す。LABV が事業主体となり、複数の開発プロジェクトを連鎖的に実施する PPP 手法を LABV 方式としている。

地域課題解決のために活用できる財源や人材の制約が厳しくなっている状況下、官民連携における公有地の有効活用は重要な打ち手となる可能性がある。特にこれまで地域の中心的役割を担ってきた公共施設や学校等が集約され、遊休地が生まれている。これらの遊休地を民間のノウハウ・資金をもとに再活用することにより、地域課題の解決につながる可能性がある。さらに、官民が共同で出資して複数の事業を包括することにより、事業の公共性を確保しながら将来の情勢変化に応じた柔軟な事業運営を行うことが期待できる。

図表3 日本における LABV の基本的なスキーム図



注) 図中の LLC は“Limited Liability Company”の略で、日本では合同会社を指す。

出所) 総務省、「地方公共団体における公的不動産と民間活力の有効活用についての調査研究 報告書」(2015年3月)をもとに三井住友トラスト基礎研究所が一部加筆・修正

一方で、地域課題の解決に資する官民連携にはさまざまな手法が考えられることには留意が必要である。LABV はあくまでその一手段であり、それ以外にもシュタットベルケ⁴等を含む分野横断型 PPP/PFI など、各地域の状況に応じた選択肢を広く確保することも重要である。令和5年改定版から提示され、全国各地で広がりを見せているスモールコンセッション⁵も、まさに地域課題の解決に資する官民連携手法の一つである。今年のアクションプランには、令和5年改定版から続けて「地域経営型官民連携」というキーワードが掲げられ、地域全体の経営視点を持った官民連携の推進がうたわれている。LABV がその有力な手法であることは確かだが、それぞれの地域課題と前提条件に応じたさまざまな取組が推進されるべきである。

⁴ シュタットベルケとは、ドイツでエネルギーをはじめとする幅広い分野の公共事業等を担う公益企業を指す総称である。日本では、これを参考とした地域エネルギー会社の組成等の官民連携が進められている。

⁵ スモールコンセッションとは、廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模(事業費原則10億円未満程度)な PPP/PFI 事業(コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営)を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組を指す。

フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

今年のアクションプランにおける新しい切り口は、防災の観点を盛り込み、フェーズフリーの視点を取り入れたことである。社会インフラにフェーズフリーの視点を取り入れるとは、例えば道の駅に避難場所や食料備蓄の機能を持たせるなどして、日常時は地域活性化、非常時は災害対策の機能を発揮できるようにすることである。具体的な取組としては、フェーズフリーの視点を取り入れた先行事業等の事例集を作成し、全国に横展開する方針が示された。また、防災目的で地方公共団体が所有するキッチンカーを日常時にも活用する可能性について検討を進めるとしている。防災はそもそも社会インフラの基本的な機能の一つではあるが、地域活性化と災害対策を両立させることで、財政負担の観点からも効率的な施設整備が期待される。

図表 4 フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設の整備事例



出所) 内閣府、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 7 年改定版)の概要」(2025 年 6 月 4 日)

PPP/PFI の活用領域の拡大について

PPP/PFI の活用領域の拡大に関して、今年のアクションプランでは大きな変更が見られなかった。昨年のアクションプランでは自衛隊施設が 14 番目の重点分野に指定されたが、今年追加がなかった。また、重点分野に対する「5 年件数目標」と「事業件数 10 年ターゲット」にも変更は加えられていない。なお、事業規模と事業件数 10 年ターゲットの進捗状況は、以下のとおりとなっており、全体的に着実な進展がうかがえる。

図表5 PPP/PFI 推進アクションプランの進捗状況

事業規模目標に対する進捗状況

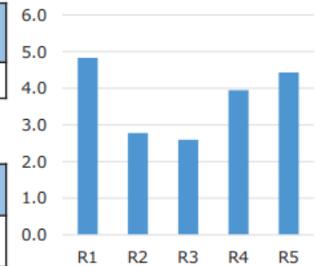
事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	合計
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	8.4兆円

※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

事業件数10年ターゲット（件数は累積）

事業件数10年ターゲット (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
重点14分野 650件	82件 (13%)	146件 (22%)	209件 (32%)

<各年度の事業規模（兆円）>



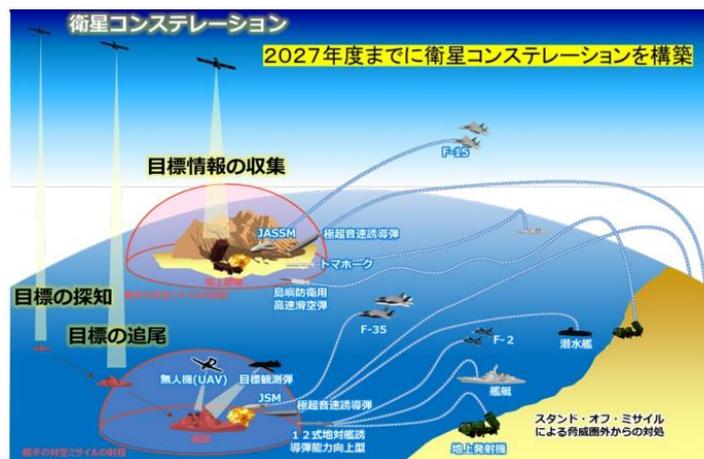
<内訳>

分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)	分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
空港	10	0 (0%)	1 (10%)	3 (30%)	公園	30	3 (10%)	7 (23%)	10 (33%)
水道	100	3 (3%)	5 (5%)	8 (8%)	MICE施設	30	4 (13%)	7 (23%)	7 (23%)
下水道	100	2 (2%)	3 (3%)	12 (12%)	公営住宅	100	16 (16%)	26 (26%)	44 (44%)
道路	60	15 (25%)	26 (43%)	34 (57%)	クルーズ船向け 旅客ターミナル	10	1 (10%)	3 (30%)	3 (30%)
スポーツ 施設	40	8 (20%)	19 (48%)	22 (55%)	公営 水力発電	20	1 (5%)	2 (10%)	2 (10%)
文化・社会 教育施設	35	5 (14%)	11 (31%)	15 (42%)	工業用水道	25	1 (4%)	5 (20%)	10 (40%)
大学施設	40	23 (58%)	31 (78%)	37 (93%)	自衛隊施設	50	—	—	2 (4%)

出所) 内閣府、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和7年改定版)の概要」(2025年6月4日)

こうしたなか目を引くのは、自衛隊施設における PPP/PFI の取組方針である。これまでは宿舎、資料館の整備や衛星通信といった防衛に直接関わらない施設整備が対象だったが、今年アクションプランでは、スタンド・オフ防衛能力⁶の実効性の確保をはじめ、宇宙領域を活用した目標情報の探知・追尾能力の獲得を目的とした、PFI 方式による衛星コンステレーション⁷の構築を進める方針が明記された。衛星コンステレーションは防衛白書(令和6年版)でも新たな宇宙利用の形態として掲げられた防衛力強化の重要施策の一つである。今後、こうした防衛政策との関わりが深い PPP/PFI がどのような形で定着していくか、注目される。

図表6 衛星コンステレーションのイメージ図



出所) 防衛省「防衛省の衛星リモートセンシングデータ利活用の取組について」(2024年3月)

⁶ 敵の反撃が来ない遠い領域から地上目標を攻撃できる能力のこと。

⁷ 一定の軌道上に多数の小型人工衛星を連携させて一体的に運用するシステムのこと。

空港コンセッションにおけるインフラファンド投資

ここまで、今年のアクションプランについて解説を行った。以下では、筆者の考察を加えて、PPP/PFI の動向と見通しを述べていく。

最初に注目したいポイントは、空港コンセッションにおけるインフラファンド投資の実現である。2024年11月に、グローバル・インフラ・マネジメント株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社、SMFL みらいパートナーズ株式会社は、国内の稼働済みインフラ事業等を投資対象としたインフラファンド(Global Infrastructure Management インカム・ファンド2号投資事業有限責任組合)による仙台国際空港株式会社の無議決権株式に対する投資(2024年10月31日株式取得)を公表した。本件は、機関投資家⁸が出資するインフラファンドがコンセッション事業者の持分に出資した先導的な事例の一つとして大きな意義がある。

コンセッションを始めとした PFI 事業において、インフラファンド等による民間資金の供給を促進することは、アクションプランの前進にあたる「PPP/PFI の抜本的改革に向けたアクションプラン」(2013年6月公表)から一貫した目標として掲げられてきたが、これまで PPP/PFI 事業の出資者は主に事業会社であった。しかし、建設会社や不動産会社など多くの事業会社では資本コストを意識した経営がこれまでになく重要になってきており、資本効率改善の取組が進んでいる。従い、事業会社が事業の開発時点で出資を行い、運営段階に入りリスクが低下した時点で持分を機関投資家へ売却する仕組みの重要性が高まるのではないだろうか。今後、より幅広い分野で機関投資家が PFI 事業に参加することが期待される。

PPP/PFI における新技術・サービス導入

従来、インフラは長期間にわたり社会に不可欠な機能を提供する性質上、新技術・サービスを次々実装していく分野ではなかった。新技術・サービスの導入は陳腐化のリスクと表裏一体であるため、一定の慎重さが求められるからだ。しかし、昨今のデジタル化やカーボンニュートラルの動向に加え、今後予想される行政・インフラ事業者における働き手不足を考えると、新技術・サービス導入の検討は欠かせない。アクションプランでは、2017年(平成29年改定版)から、IoT⁹を始めとする新技術の利活用を拡大することの重要性が示されてきた。2023年(令和5年改定版)からは、新技術やサービスを導入するためにスタートアップとの連携が効果的とも示されており、より踏み込んだ内容となった。

新技術の導入には、さまざまな目的と手法がある。最初に想起されるのはインフラの点検業務におけるセンサー、カメラ、ドローンなどの活用による業務の効率化や省人化である。この手法は点検時限りの活用であるため、コストが低く陳腐化リスクが小さい。一方で、人流・決済データの活用等を行う事例も出てきている。これは、従来の業務を自動化するのではなく、ビジネスモデルの変革や新しいサービスの導入を意図するものである。今年のアクションプランのなかで先に紹介した防衛省の衛星コンステレーションも、データ活用による防衛能力の強化へ踏み込んだ取組と言えよう。こうした事例では、民間の創意工夫を存分に発揮できる可能性がある一方で、期待どおりの成果を上げられないリスクも存在する。

こうした新技術・サービスの導入について事例や意図する効果(業務効率化、省人化、脱炭素化、ビジネスモデルの変革等)、およびそれに伴う官民のリスク分担に関する知見が蓄積されることにより、新しい PPP/PFI の取組分野や手法が生み出され、広がっていくのではないだろうか。

今年のアクションプランを踏まえ、これから新たな民間事業者や自治体が PPP/PFI に参画し、官民連携のすそ野が更に広がっていくだろう。並行して、新技術・サービス導入の試みが進められ、社会課題解決の打ち手が増えていくことを期待したい。

⁸ 本インフラファンドの有限責任組合員は、地方銀行、保険会社、信託銀行(年金信託)、学校法人(2024年11月時点)である。

⁹ Internet of Things(モノのインターネット)の略。建物や家電、自動車等のモノをインターネットに接続する技術。

参考文献

- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 7 年改定版)」(2025 年 6 月 4 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 6 年改定版)」(2024 年 6 月 3 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 5 年改定版)」(2023 年 6 月 2 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 4 年改定版)」(2022 年 6 月 3 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 3 年改定版)」(2021 年 6 月 18 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 2 年改定版)」(2020 年 7 月 17 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和元年改定版)」(2019 年 6 月 21 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成 30 年改定版)」(2018 年 6 月 15 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成 29 年改定版)」(2017 年 6 月 9 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン」(2016 年 5 月 18 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」(2013 年 6 月 6 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(令和 7 年改定版)」
(2025 年 6 月 4 日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(令和 3 年改定版)」
(2021 年 6 月 18 日)
- 内閣府民間資金等活用事業推進室、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(令和 7 年改定版)の概要」
(2025 年 6 月)
- 内閣府、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 7 年改定版)の概要」(2025 年 6 月 4 日)
- 内閣府、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 6 年改定版)の概要」(2024 年 6 月 3 日)
- 内閣府民間資金等活用事業推進室、「事例から学ぶ LABV の活用に向けた解説書」(2025 年 6 月 25 日)
- 内閣府民間資金等活用事業推進室、「指標連動方式に関する基本的考え方(令和 7 年 6 月改定)」(2025 年 6 月 25 日)
- 内閣府民間資金等活用事業推進室、民間資金等活用事業推進委員会第 38 回計画部会「議事録」(2025 年 5 月 8 日)
- 総務省、「地方公共団体における公的不動産と民間活力の有効活用についての調査研究 報告書」(2015 年 3 月)
- グローバル・インフラ・マネジメント株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社、SMFL みらいパートナーズ株式会社、「国内インフラを対象にしたインカム・ファンド 2 号の組成及び初号投資案件の投資実行について」(2024 年 11 月 18 日)
- ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.80, 2024 July-August、福島、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 6 年改定版)の考察」
- ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.73, 2023 May-June、井口、「公的不動産を核とした新たなまちづくり手法、LABV」

【お問い合わせ】PPP・インフラ投資調査部

<https://fofa.jp/smtri/a.p/114/>

1. この書類を含め、当社が提供する資料類は、情報の提供を唯一の目的としたものであり、不動産および金融商品を含む商品、サービスまたは権利の販売その他の取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介等を目的としたものではありません。銘柄等の選択、投資判断の最終決定、またはこの書類のご利用に際しては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。また、法務、税務、財務等に関する事項につきましては、それぞれ弁護士、税理士、会計士等にご相談・ご確認されますようお願いいたします。
2. この書類を含め、当社が提供する資料類は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、当社はその正確性および完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料は作成時点または調査時点において入手可能な情報等に基づいて作成されたものであり、ここに示したすべての内容は、作成日における判断を示したものです。また、今後の見通し、予測、推計等は将来を保証するものではありません。本資料の内容は、予告なく変更される場合があります。当社は、本資料の論旨と一致しない他の資料を公表している、あるいは今後公表する可能性があります。
3. この資料の権利は当社に帰属しております。当社の事前の了承なく、その目的や方法の如何を問わず、本資料の全部または一部を改変等してご使用されないようお願いいたします。